

愛知県浄化槽指導要領

(趣旨)

第1 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年愛知県条例第24号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、浄化槽の設置及び維持管理並びに浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の認定に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において使用する用語は、浄化槽法及び条例で使用する用語の例による。

(設置届出書等の添付書類)

第3 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者（次項に規定する者を除く。）は、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号）第3条第1項又は第4条第1項の規定による届出書に、浄化槽法第7条第1項に規定する設置後等の水質検査を指定検査機関に依頼したことを証する書面を添付するものとする。

2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項及び第7条の2第1項により完了申請を行う者で浄化槽を設置した場合は、浄化槽工事完了報告書に、浄化槽法第7条第1項に規定する設置後等の水質検査を指定検査機関に依頼したことを証する書面を添付するものとする。

3 浄化槽の使用を廃止した時は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「浄化槽法環境省令」という。）第9条の5の規定による届出書に、当該浄化槽の使用の廃止にあたって実施した清掃（汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。すぐに撤去しない場合は、洗浄に使用した水は再利用せず、水道水等を使用して張り水を行うこと。）の記録の写しを添付するものとする。

(保守点検作業基準等)

第4 浄化槽の保守点検は、浄化槽法環境省令第2条の規定によるほか、構造基準型については、別表第1に掲げる維持管理ガイドライン、国土交通大臣から型式認定を受けたものについては、各型式の維持管理要領書、及び保守点検チェック項目（別表第2）に基づき実施し、保守点検記録票を作成する。

2 保守点検業務を契約したときは、保守点検業者名及び契約年月（複数年契約をする場合は、契約期間）を記載した浄化槽保守点検契約済証をブローワー等に貼付する。

(清掃作業基準等)

第5 浄化槽の清掃は、浄化槽法環境省令第3条の規定によるほか、構造基準型については、別表第1に掲げる維持管理ガイドライン、国土交通大臣から型式認定を受けたものについては、各型式の維持管理要領書に基づき実施するものとする。

2 清掃業務を実施したときは、清掃年月及び清掃業者名を記載した浄化槽清掃済証をブローワー等に貼付する。

(浄化槽工事業務等の報告)

- 第6 浄化槽工事業者は、浄化槽工事完了分について、前月分をとりまとめ毎月15日までに、その業務を行った区域を管轄する市町村長に浄化槽工事報告書(様式第1)を提出するものとする。
- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検業務について、その営業区域を管轄する市町村長の求めに応じて報告するものとする。

(水質試験の実施)

- 第7 浄化槽管理者は浄化槽からの放流水について、別表第3に掲げる回数及び項目により試験を行うものとする。
- 2 浄化槽管理者は浄化槽の機能について、浄化槽の維持管理上必要と認められるときは、別表第4に掲げる項目により検査を行うものとする。

(浄化槽管理士に対する研修)

- 第8 条例第9条の2の規定により、浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、以下の研修を条例第2条第2項の登録の有効期間ごとに1回以上受講させるものとする。
- ・ 県内で開催する一般社団法人全国浄化槽団体連合会が提供する研修システムを用いた研修
 - ・ 以下の県内の浄化槽関係団体等が主催するもので上記研修と同等と県が認めたもの
愛知県浄化槽保全協会
愛知県衛生事業協同組合
一般社団法人愛知県浄化槽協会
愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会
愛知県内の保健所設置市
- 2 県外で開催された一般社団法人全国浄化槽団体連合会が提供する研修システムを用いた研修を既に受講している場合、別途、県が開催する「地域の実情に応じた事項の研修」を受講すれば、第1項の研修を受講したものとみなす。

(浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の認定に関する事項等)

- 第9 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年愛知県規則第68号)以下「施行規則」という。)第1条第3号ホに規定する浄化槽保守点検業の内容については、別表第5第1のとおりとする。
- 2 施行規則第1条第5号イに規定する知事が定める回数については、別表第5第2のとおりとする。
- 3 施行規則第1条第5号ロに規定する知事が定める浄化槽については、別表第5第3のとおりとする。
- 4 施行規則第1条第5号ハに規定する知事が定める割合については、別表第5第4のとおりとする。
- 5 施行規則第1条第6号に規定するやむを得ない理由があると認める浄化槽管理士については、別表第5第5のとおりとする。
- 6 施行規則第1条第6号に規定する県その他知事が定める団体が行う浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修については、第8各項で規定する研修に加え

て、別表第5第6のとおりとする。

(浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の登録申請書添付書類)

第10 条例第2条第2項第1号に掲げる者として同条第1項又は第3項の登録を受けようとする場合にあっては、施行規則第1条の2第2項第6号に規定する書類のほか、別表第5第7に記載する今後5年間の事業計画を提出すること。

(浄化槽管理手帳の交付)

第11 知事は、浄化槽管理者に対し、浄化槽の維持管理について啓発等を図るため、浄化槽管理手帳を交付する。

(実施細則)

第12 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、昭和60年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成3年7月15日から施行する。

附則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1

保守点検及び清掃に係る維持管理ガイドライン

名 称	文書番号
小型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン	平成 5 年 3 月厚生省浄化槽対策室 長通知衛浄第 16 号
高度処理型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン	平成 8 年 3 月厚生省浄化槽対策室 長通知衛浄第 22 号
単独処理浄化槽維持管理ガイドライン	平成 12 年 9 月厚生省浄化槽対策室 長通知衛浄第 43 号
窒素除去型小型合併処理浄化槽維持管理ガイド ライン	平成 12 年 9 月厚生省浄化槽対策室 長通知衛浄第 43 号
中・大型合併処理浄化槽維持管理ガイドライン	平成 12 年 9 月厚生省浄化槽対策室 長通知衛浄第 43 号
膜分離型小型合併処理浄化槽維持管理ガイド ライン	平成 12 年 9 月厚生省浄化槽対策室 長通知衛浄第 43 号

別表第2

保守点検チェック項目(小型)

通番	項目No	大項目	項目	記載内容	単独処理浄化槽		合併処理浄化槽	
					腐敗式	ばっ気式	構造基準型	大臣認定
0		施設の概要						
1	0-1		施設名称	該当内容	△	△	△	△
2	0-2		建築物用途	該当内容	△	△	△	△
3	0-3		浄化槽管理者(設置者)	該当内容	◎	◎	◎	◎
4	0-4		浄化槽管理者(設置者)ふりがな	該当内容	◎	◎	◎	◎
5	0-5		浄化槽管理者(設置者)住所	該当内容	◎	◎	◎	◎
6	0-6		浄化槽管理者(設置者)電話番号	該当内容	◎	◎	◎	◎
7	0-7		浄化槽のメーカー名	該当内容	◎	◎	◎	◎
8	0-8		型式	該当内容	◎	◎	◎	◎
9	0-9		処理方式	該当内容	◎	◎	◎	◎
10	0-10		処理対象人員	該当内容	◎	◎	◎	◎
11	0-11		保守点検業者	該当内容	◎	◎	◎	◎
12	0-12		(保守点検登録番号)	該当内容	○	○	○	○
13	0-13		会社住所	該当内容	○	○	○	○
14	0-14		浄化槽管理士名	該当内容	◎	◎	◎	◎
15	0-15		(管理士番号)	該当内容	△	△	△	△
16	0-16		会社電話番号	該当内容	◎	◎	◎	◎
17	0-17		前回の保守点検日	該当内容	◎	◎	◎	◎
18	0-18		保守点検実施日	該当内容	◎	◎	◎	◎
19	0-19		前回の清掃日	該当内容	○	○	○	○
20	0-20		清掃業者名	該当内容	△	△	△	△
1		使用の状況						
21	1-1		実使用人員	該当内容	△	△	△	△
22	1-2		人員比(BOD負荷)	計算結果			△	△
23	1-3		日平均汚水量(水道メーター等から)	記録から計算			△	△
24	1-4		流入状況(異物・油脂類の混入)	適否or確認状況	○	○	○	○
2		躯体・スラブ・マンホール						
25	2-1		マンホール等の破損状況	適否or確認状況	○	○	○	○
26	2-2		スラブの変形・破損等	適否or確認状況	○	○	○	○
27	2-3		躯体の変形・破損	適否or確認状況	○	○	○	○
28	2-4		荷重(槽上部)の状況	適否or確認状況	○	○	○	○
29	2-5		躯体の浮上・沈下の状況	適否or確認状況	○	○	○	○
30	2-6		漏水の状況	適否or確認状況	○	○	○	○
31	2-7		躯体の水平の狂い	適否or確認状況	○	○	○	○
32	2-8		マンホールからの雨水あるいは土砂の混入	適否or確認状況	○	○	○	○
3		管渠						
33	3-1		管渠の誤接合	適否or確認状況	○	○	○	○
34	3-2		管渠の破損	適否or確認状況	○	○	○	○
35	3-3		管渠から雨水・地下水あるいは土砂の流入	適否or確認状況	○	○	○	○
36	3-4		流入管渠の勾配の状況	適否or確認状況	○	○	○	○
37	3-5		放流管渠の勾配の状況	適否or確認状況	○	○	○	○
38	3-6		放流管からの逆流	適否or確認状況	○	○	○	○
39	3-7		管渠におけるスライム等の付着状況	適否or確認状況	○	○	○	○
4		ブロウ・制御機器						
40	4-1		ブロウの作動状況	適否or確認状況		◎	◎	◎
41	4-2		制御、安全機器の作動状況	適否or確認状況		○	○	○
42	4-3		沈殿槽汚泥引き抜きポンプの設定 作動時間	適否or確認状況		○	○	○
5		空気配管(埋設管)						
43	5-1		空気配管の閉塞	適否or確認状況		○	○	○
44	5-2		空気配管の破損	適否or確認状況		○	○	○
6		循環装置						
45	6-1		循環装置の作動・調整方法	適否or確認状況				○
7		流量調整装置						
46	7-1		流量調整装置の作動・調整状況	適否or確認状況				○
8		各単位装置						
47	8-1		衛生害虫の発生状況	適否or確認状況	◎	◎	◎	◎
48	8-2		臭気の発生状況	適否or確認状況	◎	◎	◎	◎
49	8-3		槽内水のオーバーフロー	適否or確認状況	◎	◎	◎	◎
50	8-4		水位上昇の痕跡	適否or確認状況	○	○	○	○
51	8-5		短絡水流の形成	適否or確認状況	○	○	○	○
52	8-6		内部設備の変形あるいは破損	適否or確認状況	○	○	○	○
53	8-7		隔壁の漏水	適否or確認状況	○	○	○	○

保守点検チェック項目(小型)

通番	項目No	大項目	項目	記載内容	単独処理浄化槽		合併処理浄化槽	
					腐敗式	ばっ気式	構造基準型	大臣認定
	9	一次処理装置共通						
	9-1	一次処理装置共通 第1室						
54	9-1-1		スカムの蓄積状況(厚み)	cm及び適否	◎	◎	◎	◎
55	9-1-2		汚泥の蓄積状況(厚み)	cm及び適否	◎	◎	◎	◎
56	9-1-3		移流口等の状況	適否or確認状況	○	○	○	○
	9-2	一次処理装置共通 第2室以降						
57	9-2-1		スカムの蓄積状況(厚み)	cm及び適否		◎	◎	◎
58	9-2-2		汚泥の蓄積状況(厚み)	cm及び適否		◎	◎	◎
59	9-2-3		移流口等の状況	適否or確認状況		○	○	○
	10	好気性生物反応槽共通						
60	10-1		ばっ気攪拌の状況	適否or確認状況		○	○	○
61	10-2		空気配管等(閉塞・破損)	適否or確認状況		○	○	○
62	10-3		微小後生動物の増殖状況	適否or確認状況		○	○	○
63	10-4		泡の発生状況	適否or確認状況		○	○	○
	11	好気性生物反応槽個別						
	11-1	接触ばっ気槽						
64	11-1-1		接触材・移流部の状況	適否or確認状況		○	○	○
65	11-1-2		剥離汚泥の状況	適否or確認状況		○	○	○
66	11-1-3		生物膜の状況	適否or確認状況		○	○	○
67	11-1-4		逆洗の実施(逆洗無し・逆洗のみ・汚泥移送の別)	適否or確認状況		◎	◎	◎
68	11-1-5		逆洗装置の作動状況	適否or確認状況		○	○	○
	11-2	担体流動槽						
69	11-2-1		担体の状況(磨耗等)	適否or確認状況				○
70	11-2-2		担体の流動状況	適否or確認状況				○
71	11-2-3		担体の充填状況	適否or確認状況				○
	11-3	生物ろ過槽						
72	11-3-1		担体の状況(磨耗等)	適否or確認状況				○
73	11-3-2		ろ過装置流入部の水位	cm及び適否				○
74	11-3-3		逆洗装置の設定	適否or確認状況				◎
75	11-3-4		逆洗装置の作動状況	適否or確認状況				○
76	11-3-5		作動時刻	時間及び適否				○
77	11-3-6		担体の充填状況	適否or確認状況				○
	11-4	腐敗タンク二次処理						
78	11-4-1		散水ろ床の均等散水の状況	適否or確認状況	○			
79	11-4-2		平面酸化床の均等流水の状況	適否or確認状況	○			
80	11-4-3		単純ばっ気室の浮遊物質の状況	適否or確認状況	○			
81	11-4-4		注水の状況	適否or確認状況	○			
82	11-4-5		異物等の付着状況	適否or確認状況	○			
	12	沈殿槽/処理水槽						
	12-1	沈殿槽						
83	12-1-1		越流せきの水平・固定状況	適否or確認状況	○	○	○	○
84	12-1-2		スカムの生成状況(厚み)	cm及び適否	◎	◎	◎	◎
85	12-1-3		汚泥の堆積状況(厚み)	cm及び適否	◎	◎	◎	◎
	12-2	処理水槽						
86	12-2-1		スカムの生成状況(厚み)	cm及び適否				◎
87	12-2-2		汚泥の堆積状況(厚み)	cm及び適否				◎
	13	消毒槽						
88	13-1		スカム・汚泥の蓄積状況	適否or確認状況	○	○	○	○
89	13-2		消毒剤の状況(膨潤・閉塞等)	適否or確認状況	○	○	○	○
90	13-3		消毒剤の接触・調整状況	適否or確認状況	○	○	○	○
91	13-4		消毒剤の消費状況(残留量)	適否or確認状況	○	○	○	○
92	13-5		消毒剤の補充量	適否及び個数	◎	◎	◎	◎
	14	水質						
	14-1	共通						
93	14-1-1		好気性生物反応槽内DO	数値及び適否		◎	◎	◎
94	14-1-2		2次処理流出水 NO ₂ -N	数値及び適否	○	○	○	○
95	14-1-3		処理水のpH	数値及び適否	◎	◎	◎	◎
96	14-1-4		槽内水温	数値	◎	◎	◎	◎
97	14-1-5		一次処理流出水透視度	cm及び適否	△	△	○	○
98	14-1-6		二次処理流出水の外観	適否or確認状況	○	○	○	○
99	14-1-7		二次処理流出水透視度	cm及び適否	◎	◎	◎	◎
100	14-1-8		臭気	有(種類)無	◎	◎	◎	◎
101	14-1-9		放流水残留塩素濃度	数値及び適否	◎	◎	◎	◎
	14-2	単独処理浄化槽						
102	14-2-1		汚泥沈殿率 SV30	%及び適否		○		
103	14-2-2		処理水の塩化物イオン濃度	数値及び適否	○	○		

保守点検チェック項目(小型)

通番	項目No	大項目	項目	記載内容	単独処理浄化槽		合併処理浄化槽	
					腐敗式	ばっ気式	構造基準型	大臣認定
	14-3	窒素除去型水質						
104	14-3-1		処理水のNO _x -N濃度	数値及び適否			△	△
105	14-3-2		処理水のNH ₄ -N濃度	数値及び適否			△	△
	15	流入(中継)ポンプ槽・放流ポンプ槽						
106	15-1		自動制御装置の作動状況	適否or確認状況	○	○	○	○
107	15-2		NO.1ポンプの作動状況	適否or確認状況	○	○	○	○
108	15-3		NO.2ポンプの作動状況	適否or確認状況	○	○	○	○
109	15-4		配管及び配線(漏電等)の状況	適否or確認状況	○	○	○	○
110	15-5		スカムあるいは汚泥の蓄積状況	適否or確認状況	○	○	○	○
	16	その他						
111	16-1		清掃の必要性 清掃の予定(予定月、引き抜き量)	適否or清掃予定	○	○	○	○
112	16-2		清掃業者への連絡事項	適宜	○	○	○	○
113	16-3		法定検査 法定検査の予定(予定月)	法定検査予定	○	○	○	○
114	16-4		消耗品、部品の交換	適宜	○	○	○	○
115	16-5		消耗品及び交換部品の履歴	適宜	○	○	○	○
116	16-6		所見(改善の必要性の有無)	適宜	○	○	○	○

- ◎ 必須項目(検査票に項目の記載が必要)
- 点検項目(特記事項のみ記述でも可)
- △ 該当があれば検査する項目(省略可の項目)

保守点検チェック項目(中・大型)

通番	項目No	大項目	項目	記載内容	単独	合併
					ばっ気式	
	0	施設の概要				
1	0-1		施設名称	該当内容	△	△
2	0-2		建築物用途	該当内容	△	△
3	0-3		浄化槽管理者(設置者)	該当内容	◎	◎
4	0-4		浄化槽管理者(設置者)ふりがな	該当内容	◎	◎
5	0-5		浄化槽管理者(設置者)住所	該当内容	◎	◎
6	0-6		浄化槽管理者(設置者)電話番号	該当内容	◎	◎
7	0-7		浄化槽のメーカー名	該当内容	◎	◎
8	0-8		型 式	該当内容	◎	◎
9	0-9		処理方式	該当内容	◎	◎
10	0-10		処理対象人員	該当内容	◎	◎
11	0-11		保守点検業者	該当内容	◎	◎
12	0-12		(保守点検登録番号)	該当内容	△	△
13	0-13		会社住所	該当内容	○	○
14	0-14		浄化槽管理士名	該当内容	◎	◎
15	0-15		(管理士番号)	該当内容	△	△
16	0-16		会社電話番号	該当内容	◎	◎
17	0-17		前回の保守点検日	該当内容	◎	◎
18	0-18		保守点検実施日	該当内容	◎	◎
19	0-19		前回の清掃日	該当内容	○	○
20	0-20		清掃業者名	該当内容	△	△
	1	使用の状況				
21	1-1		積算流量計値	該当内容	△	△
22	1-2		日平均汚水量	記録から計算		△
23	1-3		流入状況 (異物・油脂類の混入)	適否or確認状況	△	△
	2	躯体・スラブ・マンホール				
24	2-1		マンホール等の破損状況	適否or確認状況	○	○
25	2-2		スラブの変形・破損等	適否or確認状況	○	○
26	2-3		躯体の変形・破損	適否or確認状況	○	○
27	2-4		荷重(槽上部)の状況	適否or確認状況	○	○
28	2-5		躯体の浮上・沈下の状況	適否or確認状況	○	○
29	2-6		漏水の状況	適否or確認状況	○	○
30	2-7		躯体の水平の狂い	適否or確認状況	○	○
31	2-8		マンホールからの雨水あるいは土砂の混入	適否or確認状況	○	○
	3	管渠 (流入管渠・インバート升・移流管・放流管渠)				
32	3-1		管渠の誤接合	適否or確認状況	○	○
33	3-2		管渠の破損	適否or確認状況	○	○
34	3-3		管渠から雨水・地下水あるいは土砂の流入	適否or確認状況	○	○
35	3-4		流入管渠の勾配の状況	適否or確認状況	○	○
36	3-5		放流管渠の勾配の状況	適否or確認状況	○	○
37	3-6		放流管からの逆流	適否or確認状況	○	○
38	3-7		管渠におけるスライム等の付着状況	適否or確認状況	○	○
	4	スクリーン				
39	4-1		荒目スクリーン	適否or確認状況	△	△
40	4-2		細目スクリーン	適否or確認状況	△	△
41	4-3		微細目スクリーン	適否or確認状況	△	△
42	4-4		ばっ気型スクリーン	適否or確認状況	△	△
43	4-5		砂溜り(沈砂槽)	適否or確認状況	△	△
	5	沈殿分離槽				
44	5-1		スカム厚	cm及び適否	○	○
45	5-2		堆積汚泥厚	cm及び適否	○	○
46	5-3		流出水 臭気	適否or確認状況	○	○
47	5-4		流出水 透視度	cm及び適否	○	○
	6	流量調整槽				
48	6-1		流量調整装置:ポンプ・電磁弁の作動状況等	適否or確認状況		○
49	6-2		ばっ気運転状況	適否or確認状況		○
50	6-3		フロートスイッチの状況	適否or確認状況		○

保守点検チェック項目(中・大型)

通番	項目No	大項目	項目	記載内容	単独	合併
					ばっ気式	
	7	散水ろ床				
51	7-1		散水の均等性	適否or確認状況	△	△
52	7-2		ろ床の臭気	適否or確認状況	△	△
53	7-3		ポンプの作動	適否or確認状況	△	△
54	7-4		分水機能	適否or確認状況	△	△
55	7-5		三角せきの水位	適否or確認状況	△	△
	8	二階タンク				
56	8-1		消化室 スカム厚	cm及び適否	△	△
57	8-2		消化室 堆積汚泥厚	cm及び適否	△	△
58	8-3		流出水 臭気	適否or確認状況	△	△
59	8-4		流出水 透視度	cm及び適否	△	△
	9	ばっ気タンク・ばっ気槽・流路				
60	9-1		ばっ気装置の機能(散気装置・機械攪拌装置)	適否or確認状況	○	○
61	9-2		堆積汚泥厚(流路のみ)	cm及び適否		○
62	9-3		混合液 溶存酸素量	数値及び適否	◎	◎
63	9-4		混合液のSV30	%及び適否	◎	△
64	9-5		混合液のMLSS	mg/L及び適否		○
65	9-6		混合液のSVI	数値及び適否		△
	10	接触ばっ気槽・担体流動槽・生物ろ過槽				
66	10-1		ばっ気装置の機能(散気装置・機械攪拌装置)	適否or確認状況	○	○
67	10-2		堆積汚泥厚	適否or確認状況	○	○
68	10-3		付着汚泥(生物膜)	適否or確認状況	○	○
69	10-4		槽内水 溶存酸素量	数値及び適否	◎	◎
70	10-5		槽内水 透視度	cm及び適否	◎	◎
71	10-6		逆洗装置	適否or確認状況	○	○
72	10-7		汚泥移送装置	適否or確認状況	○	○
73	10-8		担体の状況(磨耗等)	適否or確認状況		○
74	10-9		ろ過装置流入部の水位	適否or確認状況		○
75	10-10		担体の充填状況	適否or確認状況		○
	11	回転板接触槽				
76	11-1		回転数	数値及び適否		△
77	11-2		周速	m/分		△
78	11-3		付着汚泥(生物膜)	適否or確認状況		△
79	11-4		付着汚泥の厚さ	cm及び適否		△
80	11-5		接触槽のSV30	%及び適否		△
81	11-6		接触槽の堆積汚泥	cm及び適否		△
82	11-7		臭気	有(種類)無		△
	12	沈殿槽(沈殿池)				
83	12-1		越流ぜき 異物等の付着	適否or確認状況	○	○
84	12-2		越流ぜきの水平	適否or確認状況	○	○
85	12-3		スカム厚	cm及び適否	◎	◎
86	12-4		堆積汚泥厚	cm及び適否	◎	◎
87	12-5		返送・移送装置:ポンプ・電磁弁の作動状況等	適否or確認状況	○	○
88	12-6		汚泥返送(移送)量	返送量	○	○
89	12-7		装置の作動状況	適否or確認状況	○	○
90	12-8		作動時刻	時間及び適否		○
	13	消毒槽(タンク)				
91	13-1		消毒剤の補給	適否及び個数	◎	◎
92	13-2		消毒剤の接水	適否or確認状況	○	○
93	13-3		残留塩素濃度	数値及び適否	○	
94	13-4		沈殿物・流出汚泥	有無or確認状況	○	○
	14	ブロフ・制御機器				
95	14-1		ブロフ作動状況・フィルター洗浄等	適否or確認状況	○	○
96	14-2		埋設空気配管の破損・閉塞の状況	適否or確認状況	○	○
97	14-3		制御・安全機器作動状況	適否or確認状況	○	○
98	14-4		ブロフ電流値(No1/No2)A	数値及び適否	○	○
99	14-5		ブロフ抵抗値(No1/No2)MΩ	数値及び適否	○	○
	15	ポンプ設備(流入・放流)				
100	15-1		ポンプの作動	数値及び適否	◎	◎
101	15-2		フロートスイッチの作動	適否or確認状況	△	○
102	15-3		沈殿物	有(種類)無	◎	◎
103	15-4		No1 ポンプの作動状況(原水・中継・放流)	数値及び適否	△	△
104	15-5		No2 ポンプの作動状況(原水・中継・放流)	数値及び適否	△	△
105	15-6		ポンプの電流値(No1/No2)A	数値(A)	△	△
106	15-7		ポンプの抵抗値(No1/No2)MΩ	数値(MΩ)	△	△
107	15-8		配管・配線(漏電等)の状況	数値及び適否	◎	◎

保守点検チェック項目(中・大型)

通番	項目No	大項目	項目	記載内容	単独	合併
					ばっ気式	
	16	汚泥濃縮貯留槽(タンク)				
108	16-1		攪拌装置の状況・汚泥の濃縮状況	適否or確認状況		○
109	16-2		引抜ポンプの作動状況	適否or確認状況		○
110	16-3		汚泥の貯留状況	適否or確認状況		○
111	16-4		流出水(脱離液)の透視度と臭気	数値及び有無		○
	17	汚泥濃縮槽(タンク)				
112	17-1		汚泥移送装置の作動状況	適否or確認状況		○
113	17-2		流出水(脱離液)の透視度と臭気	数値及び有無		○
	18	汚泥貯留槽(タンク)				
114	18-1		攪拌装置の状況	適否or確認状況		○
115	18-2		汚泥搬出の必要性	適否or確認状況		○
	19	水質				
116	19-1		一次処理流出水透視度	cm及び適否	○	○
117	19-2		二次処理流出水の外観	適否or確認状況	○	○
118	19-3		二次処理流出水透視度	cm及び適否	◎	◎
119	19-4		槽内水温	数値	◎	◎
120	19-5		pH	数値及び適否	◎	◎
121	19-6		臭気	有(種類)無	◎	◎
122	19-7		亜硝酸	数値及び適否	△	△
	20	その他の槽・装置				
123	20-1		ろ過装置の通水状態	適否or確認状況		△
124	20-2		ろ過装置の洗浄実施	適否or確認状況		△
125	20-3		活性炭の交換時期	適否or確認状況		△
126	20-4		調整槽の浮遊異物	有無		△
127	20-5		調整槽の攪拌状況	適否or確認状況		△
128	20-6		脱窒槽の浮遊物質	適否or確認状況		△
129	20-7		硝化槽の攪拌状況	適否or確認状況		△
130	20-8		硝化槽の発泡	適否or確認状況		△
131	20-9		凝集槽の攪拌状況	適否or確認状況		△
132	20-10		凝集槽のフロックの状況	適否or確認状況		△
133	20-11		凝集沈殿槽のスカム	有無		△
134	20-12		凝集沈殿槽の沈殿分離状況	適否or確認状況		△
135	20-13		凝集沈殿槽の汚泥の引き抜き	適否or確認状況		△
136	20-14		硝化用接触槽の攪拌状況	適否or確認状況		△
137	20-15		脱窒用接触槽の攪拌状況	適否or確認状況		△
138	20-16		再ばっ気槽の生物膜の生成状況	適否or確認状況		△
	21	その他のポンプ設備				
139	21-1		pH調整剤注入ポンプの電流値(No1/No2)A	数値(A)		△
140	21-2		pH調整剤注入ポンプの抵抗値(No1/No2)MΩ	数値(MΩ)		△
141	21-3		凝集剤注入ポンプ	適否or確認状況		△
142	21-4		凝集沈殿槽電磁弁	適否or確認状況		△
143	21-5		非常用ポンプ	適否or確認状況		△
144	21-6		中間調整ポンプ	適否or確認状況		△
145	21-7		集泥機	適否or確認状況		△
146	21-8		消泡ポンプ	適否or確認状況		△
	22	膜処理装置				
147	22-1		膜処理濾過負圧(MPa)	数値(MPa)		△
148	22-2		膜処理透過水量調整	適否or確認状況		△
	23	薬注				
149	23-1		PAC薬注ポンプ運転条件調整	適否or確認状況		△
150	23-2		PAC補充	適否or確認状況		△
151	23-3		PAC薬注量調整	適否or確認状況		△
152	23-4		メタノール薬注ポンプ運転条件調整	適否or確認状況		△
153	23-5		メタノール補充	適否or確認状況		△
154	23-6		メタノール薬注量調整	適否or確認状況		△
	24	その他				
155	24-1		清掃の必要性 清掃の予定(予定月、引き抜き量)	適否or清掃予定	○	○
156	24-2		清掃業者への連絡事項	適宜	○	○
157	24-3		法定検査 法定検査の予定(予定月)	法定検査予定	○	○
158	24-4		消耗品、部品の交換	適宜	○	○
159	24-5		消耗品及び交換部品の履歴	適宜	○	○
160	24-6		所見(改善の必要性の有無)	適宜	○	○

◎必須項目(検査票に項目の記載が必要)
 ○点検項目のうち特記事項のみ記述でも可
 △該当があれば検査する項目(省略可の項目)

別表第3

放流水の水質試験区分

第1 生物化学的酸素要求量

浄化槽の処理対象人員が 51 人以上のものにあつては年 1 回以上、50 人以下のものにあつては 5 年に 1 回以上

第2 次の表に掲げる項目

浄化槽の処理対象人員が 501 人以上のものにあつては年 1 回以上、500 人以下のものにあつては、浄化槽の維持管理上必要と認められるとき

項目	水温、色相、臭気、透視度、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、塩化物イオン濃度、残留塩素
----	--

別表第4

機能検査の区分

区 分	水質試験等の項目
合併処理浄化槽の流入室	水温、色相、透視度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、塩化物イオン濃度
腐敗タンク（室、槽） 流出水	水温、色相、臭気、透視度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、塩化物イオン濃度
酸化タンク（室、槽） 流出水	水温、色相、臭気、透視度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、塩化物イオン濃度、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素
ばっ気室（槽）混合液	水温、色相、臭気、透視度、水素イオン濃度、混合液浮遊物質濃度、汚泥沈殿率、汚泥容量指標、溶存酸素量、生物群
放 流 水	水温、色相、臭気、透視度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、塩化物イオン濃度、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、大腸菌群数、残留塩素

別表第 5

優良浄化槽保守点検業者の基準等

第 1 浄化槽保守点検業の内容

受託可能な浄化槽の規模（人槽等）、保守点検業務の価格帯、所属する浄化槽管理士の人数等関連する事項及び浄化槽保守点検業に関連する業務の名称

第 2 知事が定める回数

年間 150 回

第 3 知事が定める浄化槽

合併処理浄化槽

第 4 知事が定める割合

52%

第 5 やむを得ない理由があると認める浄化槽管理士

- ・申請日から過去 2 年以内に浄化槽管理士講習を修了した浄化槽管理士
- ・過去に愛知県のいずれかの浄化槽保守点検業者の浄化槽保守点検業者登録簿の「登録に係る事項」として記載されたことのない者であって、申請日から過去 2 年以内に他県等で浄化槽管理士研修を受講した浄化槽管理士

第 6 浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修

- ・条例第 2 条第 2 項第 1 号において浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として認められた者向けに県が行う研修
- ・以下の県内の浄化槽関係団体等が主催するもので県が行う研修と同等として県が認めたもの
 - 愛知県浄化槽保全協会
 - 愛知県衛生事業協同組合
 - 一般社団法人愛知県浄化槽協会
 - 愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会
 - 愛知県内の保健所設置市

第 7 今後 5 年間の事業計画

施行規則第 1 条第 5 号に定める年度以降、5 年の間において、1 年間に浄化槽の保守点検を行った回数（下表左欄）に応じて、県内において保守点検を行う浄化槽に占める浄化槽法第 7 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の水質に関する検査並びに同法第 10 条第 1 項の浄化槽の保守点検及び清掃（以下「法定検査等」という。）が必要な回数行われているものとして第 3 に定める浄化槽の割合が、下表右欄の数値目標を達成すること又は法定検査等を全て実施する単独処理浄化槽の基数を申請時より向上させること。ただし、申請時において、上記に定める割合が、下表右欄の数値目標をすでに達成している場合は、申請時の割合を維持する事業計画として定めること。

1 年間に浄化槽の保守点検を行った回数	数値目標
単独処理浄化槽 300 回以上かつ 合併処理浄化槽 300 回以上	57%
上記以外	62%

様式第 1

浄化槽工事報告書

年 月 日

市 町 村 長 殿

住所
氏名

(名称及び代表者氏名)

愛知県浄化槽指導要領第 6 第 1 項の規定に基づき、 月分の浄化槽工事实績を
別紙のとおり報告します。

別紙

番号	工事完了 月 日	設置者氏名	設置場所の地名地番	設置届出又は 確認申請年月日	浄化槽の人槽、方式、 型式認定番号	浄化槽設備士氏名 (免状交付番号)